



かしま 市議会だより

No.4

KASAMA

2007.2.1



平成19年岩間地区消防出初式

CONTENTS

平成18年第3回定例会&平成19年第1回臨時会

- 正副議長あいさつ……………2
- 各常任委員会委員の紹介……………3
- 各委員会構成名簿……………4
- 政治倫理条例を制定(平成19年4月1日施行) ……5
- 市政を問う! 一般質問……………6

笠間市議会の新体制がスタート

昨年11月17日の自主解散により、議員全員が失職したことに伴い、笠間市議会議員一般選挙が12月24日に行われ28名の議員が誕生しました。

年が明けた1月5日に平成19年第1回笠間市議会臨時会が開かれ、正副議長をはじめ、各常任委員会委員、議会運営委員会委員や一部事務組合議会議員などが選出され、笠間市議会の新体制がスタートしました。

今回は、2ページから4ページにかけて市議会の体制についてお知らせいたします。

正副議長 あいさつ



副議長
萩原 瑞子



議長
石崎 勝三

先の市議会臨時会におきまして、議員各位のご推挙により私も兩名が正副議長に選ばれたことは、この上ない光栄に存じると同時に責任の重大さを痛感しているところでございます。

笠間市は、昨年3月19日、1市2町が合併し人口8万1千人余の県内で11番目の人口を有する市として誕生し10ヶ月が経過したところであります。

少子・高齢化が進み、団塊の世代の定年退職者が増え労働人口が減少するなどの社会現象の中で、新生「笠間市」のまちづくりとして「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」の基本理念を基にまちづくりを努めているところであります。

われわれ市議会としても執行部と共に、今年度の猪にちなみ、ためらわず目標に向かう「勇往邁進」の心構えで8万1千人余の市民の負託にこたえていきたくと考えておりますので、今後ともご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

産業経済委員会

商工業、農林業、畜産業、農地等に関することを審査、調査いたします。

副委員長



のくち ゆたか
野口 圓

委員長



うえの のぼる
上野 登



いしまつ としお
石松 俊雄



むらかみ のりお
村上 典男



こいそ せつこ
小磯 節子



いしがき しゅうぞう
石崎 勝三



おの え かずみ
小園江 一三

総務委員会

市の財政に関することや、市税、総合計画、情報政策等に関することを審査、調査いたします。

副委員長



いしだ やすお
石田 安夫

委員長



えびさわ まさる
海老澤 勝



よこうち きん
横倉 きん



にしやま たけし
西山 猛



えびさわ こういち
蛸澤 幸一



いちむら ひろき
市村 博之



おおたに ひさよし
大関 久義

土木建設委員会

道路、河川に関することや、都市計画、都市施設、上下水道等に関することを審査、調査いたします。

副委員長



ふじさき ひろし
藤枝 浩

委員長



とこい よしみ
常井 好美



なかざわ たけし
中澤 猛



すずき まこと
鈴木 貞夫



すずき ひろし
鈴木 裕士



しばやま ひろし
柴沼 広



のほら よしあき
野原 義昭

文教厚生委員会

学校、社会教育に関することや、市民活動、環境、衛生等に関することを審査、調査いたします。

副委員長



やまやま かずひで
杉山 一秀

委員長



えびさわ まさる
海老澤勝男



たまだ かずゆき
町田 征久



はぎわら みずこ
萩原 瑞子



はたなか すずむ
畑岡 進



たけこし ひろし
竹江 浩



すとう かつお
須藤 勝雄

各委員会等構成名簿

議会運営委員会

委員長	市村 博之
副委員長	柴沼 広
委員	畑岡 進
委員	小藺江一三
委員	須藤 勝雄
委員	竹江 浩
委員	常井 好美
委員	海老澤勝男

水戸地方広域市町村圏事務組合議会

議員	小磯 節子
議員	横倉 きん

茨城地方広域環境事務組合議会

議員	鈴木 裕士
議員	町田 征久
議員	大関 久義
議員	柴沼 広
議員	竹江 浩
議員	海老澤勝男

笠間・水戸環境組合議会

議員	海老澤 勝
議員	上野 登
議員	須藤 勝雄
議員	常井 好美

筑北環境衛生組合議会

議員	石田 安夫
議員	鈴木 貞夫
議員	中澤 猛
議員	杉山 一秀

監査委員

委員	大関 久義
----	-------

男女共同参画審議会

委員	横倉 きん
----	-------

(社)笠間市社会福祉協議会

理事	石崎 勝三
評議員	畑岡 進

保育料審議会

委員	海老澤勝男
----	-------

民生委員推薦会

委員	海老澤勝男
委員	石崎 勝三

ねんりんピック茨城実行委員会

副会長	石崎 勝三
-----	-------

国民健康保険運営協議会

委員	石田 安夫
委員	野口 圓
委員	海老澤 勝
委員	杉山 一秀
委員	須藤 勝雄
委員	竹江 浩

交通安全対策協議会

委員	中澤 猛
----	------

次世代育成支援対策地域協議会

委員	海老澤勝男
----	-------

(公)笠間市開発公社

理事	蛭澤 幸一
理事	中澤 猛
監事	野原 義昭
評議員	野口 圓
評議員	萩原 瑞子

行政改革推進委員会

委員	須藤 勝雄
----	-------

都市計画審議会

委員	西山 猛
委員	村上 典男
委員	畑岡 進
委員	常井 好美

総合計画審議会

委員	蛭澤 幸一
委員	鈴木 貞夫
委員	大関 久義
委員	市村 博之

笠間地方広域事務組合議会

議員	野口 圓
議員	藤枝 浩
議員	西山 猛
議員	石松 俊雄
議員	横倉 きん
議員	野原 義昭

下水道審議会

委員	藤枝 浩
委員	鈴木 裕士
委員	村上 典男
委員	杉山 一秀
委員	小藺江一三
委員	竹江 浩

水道運営審議会

委員	鈴木 貞夫
委員	海老澤勝男

議会だより編集委員会

委員長	町田 征久
副委員長	鈴木 裕士
委員	石田 安夫
委員	野口 圓
委員	鈴木 貞夫
委員	西山 猛
委員	横倉 きん
委員	杉山 一秀

笠間市政治倫理条例を可決

平成18年11月17日開催の平成18年第3回定例会最終日に、議員提案により政治倫理条例制定案が提出され、全会一致により可決されました。

政治倫理条例制定の目的は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることから、その担い手である市長、副市長（4月1日より助役から副市長に変わる）、教育長（以下、「市長等」という。）及び議員は、市民全体の奉仕者であることを認識し、それぞれの地位による影響力を不正に行使することによる報酬、金品等を授受していないことを証明するため、資産等及び所得等の報告を義務付けるとともに、市民に公開することにより、市民の負託にこたえようとするものです。

条例のポイント

○第2条 市長等及び議員の責務並びに政治倫理基準

市長等及び議員が遵守しなければならない事項

1. 市民全体の奉仕者としての品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。
2. 常に市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる報酬等も授受しないこと。
3. 市が関係する公共工事、委託業務、物品納入及び使用資材の購入に関し、特定の業者の推薦又は紹介など、有利な取り計らいをしないこと。

議員が遵守しなければならない事項

1. 臨時職員等を含む市職員の採用に関し、特定の者の推薦又は紹介をしないこと。

市長及び議員が遵守しなければならない事項

1. 政治家として、政治活動に関し会社その他の団体（政党及び政治団体は除く。）及び自己の後援団体から寄附を受けないこと。

○第3条 市民の責務

市民が市長等及び議員に対し行ってはならない行為

1. 工事等の指名又は選定の依頼
2. 臨時職員等を含む市職員の採用に関し、特定の者の推薦又は紹介の依頼
3. その他飲食の供与等社会通念上疑惑を持たれる恐れのある行為

○第4条 職員の責務

職員が行ってはならない行為及び義務

1. 市長等及び議員から条例第2条に定める事項（市が関係する公共工事、委託業務、物品納入及び使用資材の購入等）に関し、特定の業者の推薦又は紹介の依頼を受けること。
2. 市長等及び議員から条例第2条に定める事項（市が関係する公共工事、委託業務、物品納入及び使用資材の購入等）に関し、特定の業者の推薦又は紹介の依頼があった場合の、上司への報告義務。

○第5条 資産等報告書等の作成及び提出義務

市長等及び議員は、資産等報告書及び所得等報告書（以下「資産等報告書等」という。）を作成し、提出しなければならない義務があります。

提出期間 毎年4月1日から4月30日まで

○第9条 資産等報告書等の閲覧及び保存

1. 市長等及び議員から提出された資産等報告書等は閲覧に供する義務があります。
2. 閲覧については、閲覧期間、閲覧時間、閲覧場所、資産等報告書等の提出状況等を市広報等（市報・お知らせ版・議会だより・市ホームページ）でお知らせします。

3. 資産等報告書等は、提出期限の末日（4月30日）から5年間保存しなければならないことになっていきますので、保存期間中だれでも閲覧を請求することができます。

○第10条 笠間市政治倫理審査会の設置及び委員

政治倫理審査会の設置目的

政治倫理確立のために必要な事項の調査及び資産等報告書等の審査を行うため

政治倫理審査会の委員構成

- 専門的知識を有する者（弁護士・公認会計士等） 2人
- 市民からの公募による者（選挙権を有する者） 3人

政治倫理審査会の審査

1. 資産等報告書等の審査
2. 第14条に定める市民の調査請求権に基づく審査
3. 市長あるいは議長からの調査請求に基づく審査

○第11条 審査会

審査会の会議は公開します。ただし、出席委員の3分の2以上の同意で非公開となることがあります。

○第14条 市民の調査請求権

市民の調査請求権とは、市民が閲覧に供された資産等報告書等に疑義があるとき、又は市長等及び議員が第2条に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがあるとき、これを証する資料を添え、有権者50人以上の連署とともに調査を請求することができる権利です。

○第19条 市の工事等に関する遵守事項

第2条に規定する市が関係する公共工事等の契約を辞退しなければならない企業の定義

1. 市長等、議員、市長等及び議員の配偶者、市長等及び議員の1親等以内の親族並びに市長等及び議員の同居の親族が役員をしている企業
2. 市長等、議員、市長等及び議員の配偶者、市長等及び議員の1親等以内の親族並びに市長等及び議員の同居の親族が実質的経営に携わっている企業で規則で定めるもの

〔実質的経営に携わっている企業で規則で定めるものとは〕

- ①上記の者が、資本金の3分の1以上を出資している企業
 - ②上記の者が、年間300万円以上の役員報酬を受けている企業
 - ③上記の者が、経営方針の決定に関与している企業
3. 市長等及び議員が年間50万円以上の収入を得ている企業

ただし、1回の契約が130万円未満の契約は辞退しなくてもよいとされています。

市民税やイノシシの被害対策



平成19年度に実施される市民税の一律6%課税について

問

19年度には、定率減税が廃止され、世帯の均等割実施の上に、市民税が一律6%となり市民への負担増になる。所得200万円以下の人へは3%が6%と倍増となり格差社会を増大させる。市はどのような対策を考えているのか。平成19年の実施は200万円以下、700万円以下、700万円以上の所得の人は17年度と比較して課税額はどのようになるのか。またこの課税により市税収の総額はどのようになるか伺いたい。

答

総務部長 平成18年度税制改正による税の負担増については、広報を十分に行ってきた。

所得で200万円以下は、一律6%さらに県民税を合わせ10%になる。また、定率減税の廃止により負担増がある。さらに、65歳以上の人への課税が強化されたことにより、今まで市民税がかかっていた人にも市民税がかかることになる。これは、税改正によるものであり、ご理解をいただきたい。19年度の市民税収入は、概

算で10億1,300万円増に、19年度は総額で概算34億6,000万円となる。

イノシシ・ハクビシン対策について

問

今、笠間市内で、畑作や田へのイノシシ・ハクビシンの被害が出ている。9月議会での質問に対しハクビシンの捕獲器の貸し出しをしているとのこと、被害実態を把握した貸し出しなのか。来年度の予算化の予定と地域を疲弊させない為に、市長の見解を伺いたい。

答

市長 本年度は、市民からの被害届により、有害鳥獣捕獲を延べ70日間で3回実施し、イノシシ31頭・鳥18羽捕獲した。尚、17年度は、狩猟期間において、笠間区域内で75頭のイノシシを捕獲した。19年度も茨城県猟友会笠間支部に依頼し、農作物に対する被害防止対策を行いたいと考えている。また、仮称で茨城県栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会が設立され広域的な有害鳥獣の一斉捕獲の実施や鳥獣害防止対策について協議していきたいと考えている。

答

市民生活部長 イノシシの被害は、市民から連絡があり、3回有害鳥獣捕獲を実施した。ハクビシンは住宅周辺に出没し、夜間行動するため主にわなによる捕獲を行っている。来年度はこのわなを5基購入し、有害鳥獣捕獲隊に貸し出し捕獲していきたいと考えている。

問

産業経済部長 広域的連携の取り組みが不可欠で、イノシシ等鳥獣類の生態や発生状況等の情報を共有し、効果的な防止策を講じ、一斉駆除体制を確立して実施時期の統一により頭数を抑制したい。市民への周知徹底も十分に認識しており、広域連携をとりながら的確に進めていきたいのでご理解をいただきたい。

「エコフロンティアかさま」の監視委員会及び安全性の問題について

問

監視委員会発足当初は、委員から「除く原告団」とされてきた。「ふじみ湖裁判」原告団は、この件について水戸法務局に人権救済の申し立てを昨年4月に行ったが、その回答が今もってないため、裁判当日の11月7日水戸法務局と話し合いを行った。この案件は社会的に重大な影響がある問題なので、本庁の人権擁護局長の判断を仰いでいるので回答が遅れているとのことであった。また、市からは11月2日原告団に釈明したいと申し入れがあり11月7日に、市は原告団に今後不適切な表現はしない、迷惑をかけたので撤回したい。ただ、文言を取り除くのみで、原告が求めてきた人権の回復がなされていない。笠間市民として原告団の人権を認めるならば委員会の委員選出をやり直す必要があるのではないかと。処分場内には、今年7月の大雨以来、11月現在、大量の水が貯留しているが、溢出水の処理能力に問題があるのではないかと。焼却施設が10月末から2炉が2週間以上運転中止しているが、どのような改修工事なのか、当初の設計に安全上問題があったのではないかと。市では、この問題についてどのように対処されたか伺いたい。

答

市民生活部長 委員選出する際に不適切な表現をしたことにご迷惑をかけた深くお詫びした。今後、エコフロンティアかさま監視委員会設置要綱に基づき適正に選出してきたい。

処分場内に現在も処理されていない約3万3,000tの雨水は、浸出水処理施設を通し下水道に1日最大400tという下水道との排水協定に基づき放流している。適正に処理するようご要望している。

溶融炉停止の件ですが、年一回法定点検と定期点検があり、点検内容は、受入れ供給設備・燃焼設備・焼却力入冷却設備等で今後7定期的な点検実施するとのこと報告を受けている。



福原地区に設置されているイノシシの防護柵

来年度の予算編成について

経済対策について



問 住宅リフォーム助成制度とは、市内の業者が仕事の確保と市民の居住環境の整備に役立つ事業として全国的に注目されている。市民が住宅リフォームを行う時、市内の業者を使うことを前提に、市が工事費の10%・10万円を限度に助成することで、業者も潤い市税収にも貢献できるもの。制度の創設についての執行部の見解を伺いたい。

答 都市建設部長
市では、既に在宅の高齢者や重度障害者の住宅・設備のリフォームには、助成制度を設けている。一般住宅のリフォームに対する費用の一部を助成する制度は、県内の一部自治体で行われているが、本来は、各人の自助努力により行われるものであり、現段階では、補助対象を広げる必要性は薄いと考えておりご理解いただきたい。

ふるさと友部まつりの継続を

問 ふるさと友部まつり・金婚式・市民運動会・友部マラソン・七五三など

の市民参画事業は、地域間交流の事業そのものであり、支援をし、もっと積極的に進めるようにすべきと考えるが、見解を伺いたい。

答 産業経済部長
今年度は、笠間市ふるさと友部まつりとして盛大に実施した。今後、実施場所や規模及び参加団体等の調整を行い民間主導による地域の活性化や地元産業の振興が図れるよう検討しており、ご理解、ご協力をお願いしたい。

福祉のまちづくりについて

問 高齢者福祉の充実として高齢夫婦や独居老人への毎日型の配食サービスの実施や障害者の自立に対する市独自の支援策、また福祉バスの運行を全域に広げる必要があるのではないか。それに障害者・高齢者の病院への通院が大変困難になっている。市民病院への通院に対し送迎する事業を市としては必要であると思うが見解を伺いたい。

答 福祉事務所長
障害者自立支援法が本年4月に施行され、市の障害福祉計画を作成する為、策定委員会を設け、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け市独自の支援策等も含め検討していく考えである。

配食サービスは、引き続きボランティアの協力により行い安否確認や健康維持の為実施していく。また、介護保険事業の中で家事援助等のサービスがあり、福祉の充実に向け取り組んでいきたいと考えているのでご理解賜りたい。

答 保健福祉部長
福祉バスの運行拡大については、市バス検討委員会で多面的に、その運営、拡大あるいはその方法、財源的にどうするかなど課題を整理して具体的な内容に関係機関や各課と検討がされている。次に、市立病院への高齢者・障害者の送迎実施については、現在、市立病院の今後のあり方及び病院の全体的な経営内容について検討しているところである。そのようなことから、今後、送迎の実施についても市バス検討委員会の中で十分検討していきたい。

子どもたちが学ぶ喜びを身につける教育環境の整備について

問 いじめの問題は笠間市も例外ではない。6月定例会では1学級の人数の多い学級に対して学級数を二つに分けて少人数で指導できるように教員の加配措置を行った。市として

加配のない学校に対して講師を派遣したいと答弁しているが、来年度予算で加配講師の増員を予定しているのか伺いたい。また、友部中・友部小では、立志の船として北海道への洋上研修宿泊学習が実施されてきたが、合併を機会に他の中学校にも広げるべきと考えるがどうなるのか。

答 教育長
国は、現行の1学級の学級編成の基準人数を40人としているが、1学級の人数が35人以上になる複数学級がある場合には、各学校の実態や少人数指導等の目的に応じて二つに分けて少人数指導できるように県から教員の加配措置がされている。来年度は、各学校の学級編成・人数等、県の加配措置の状況により県との調整で実施していくことになる。

旧友部町の中学校で実施していた洋上研修は、市の行事のあり方として総合的に判断した結果、来年度から笠間市として実施しないこととしたので7月6日・7日に旧友部町の中学校の保護者会で説明会をした。

平成19年度の予算について、今、各学校が、教育目標や育てたい児童生徒像、学校としての自主性を発揮して豊かな学びをつくりだす特色ある教育活動推進のための事業を、仮称であるが、「特色ある学校づくり事業」等を実施する予定である。



友部中学校で行なわれた「ふるさと友部まつり」

傍聴のご案内

市議会はどなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも議会を傍聴してみたいはいかがでしょうか。

● 手続きは簡単です

本会議開催当日に、市役所3階の受付で住所・氏名などを記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴席にお入りください。定員は、記者席を含めて36席です。

● 傍聴される方へのお願い

議会には傍聴に関しての規則があります。規則を守って傍聴することをお願いします。

● 平成19年第1回笠間市議会定例会（3月定例会）会期日程（案）

	月日	曜日	時間	会議	議事
1	3月5日	月	午前10時	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 （質疑・討論・採決 議案の一部）
2	6日	火		休会	議案調査
3	7日	水		休会	議案調査
4	8日	木		休会	議事整理
5	9日	金	午前10時	本会議	議案質疑・委員会付託・予算特別委員会設置・付託
6	10日	土		休会	
7	11日	日		休会	
8	12日	月		休会	常任委員会（総務・土木建設）
9	13日	火		休会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
10	14日	水		休会	予算特別委員会（第1日）
11	15日	木		休会	予算特別委員会（第2日）
12	16日	金		休会	予算特別委員会（第3日）
13	17日	土		休会	
14	18日	日		休会	
15	19日	月	午前10時	本会議	一般質問
16	20日	火	午後1時	本会議	一般質問
17	21日	水		休会	〔春分の日〕
18	22日	木	午前10時	本会議	一般質問
19	23日	金	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告（質疑・討論・採決） 閉会

*なお、日程に変更がある場合がありますので、詳しくは、市のホームページをご覧ください。議会事務局まで直接お問い合わせください。

編集後記

新年明けましておめでとうございます。
一市二町の合併により新笠間市が誕生し、一年目を迎えるようになっています。合併特例で、議員定数53人だった議会が、自主解散を機に、出直し選挙で28人の議員が誕生しました。

「かさま 市議会だより」発行にあたり、市民の皆様が、見やすく、わかりやすい議会だよりづくりに努力していきますのでどうぞよろしくお願いたします。

（町田 征久）

議会だより編集委員会

委員長 町田 征久
副委員長 鈴木 裕士
委員 石田 安夫
委員 野口 圓
委員 鈴木 貞夫
委員 西山 猛
委員 横倉 さん
委員 杉山 一秀